炒厚生労働省

秋田労働局



Press Release

報道関係者 各位

令和5年3月16日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課

課 長 佐藤 存 労働衛生専門官 貝田直也 (電話) 018-862-6683

職場における治療と仕事の両立支援及びストレスチェック制度の実施状況に係る実態調査(アンケート)の結果について

~治療と仕事の両立支援に関して何らかの取組を行っている事業場の割合 93.1%~

秋田労働局(局長 川口秀人)では、職場における治療と仕事の両立支援への取組状況等実態を把握するために、秋田産業保健総合支援センターと共同で秋田県内の労働者 50 人以上の 970 事業場を対象として実態調査(アンケート)を実施し、その結果を取りまとめました。併せてストレスチェック制度の実施状況についても調査しており、その結果も取りまとめました。

調査結果については、令和元年度にも同様の調査を実施していることから比較しています。

【実態調査(アンケート)について】

- ・調査対象事業場数:秋田県内の労働者50人以上の970事業場
- ・調査期間: 令和4年10月27日から令和5年1月20日まで
- ・提出(回収)事業場数:757事業場(提出(回収)率78.0%)



【治療と仕事の両立支援の調査結果概要】

- ・厚生労働省が策定している「事業場における治療と仕事の両立支援に関するガイドライン」について、内容を含めて知っている事業場の割合は46.9%となっており、令和元年度と比較して7.4ポイント減少した(表1-1、1-2、図1-1、1-2)。
- ・事業場において、2020年1月以降病気により1か月以上連続して休職・休業した労働者がいると回答した事業場の割合は**78.2%**となっており、令和元年度と比較して4.2ポイント減少した(表2-1、2-2、図 $\overline{2}$ -1、 $\overline{2}$ -2)。また、休職・休業等にかかる病名等は多い順番に①「メンタル疾患」、②「がん」となっている(表3-1、3-2、図3-1、3-2、3-3)。・事業場において、治療と仕事の両立支援に関して何らかの取組を行っている事業場の割合は**93.1%**で、令和元年度と比較して10.4ポイント増加した(表4-1、4-2、図4-1、4-2)。取組内容は多い順番に①「傷病休暇・病気休暇」、②「時間単位の年次有給休暇」、③「時差出勤・短時間関務・在宅勤務(テレワーク)」となっている(表4-3)。

【ストレスチェック制度の調査結果概要】

- ・ストレスチェックを実施している事業場の割合は98.5%となっており、令和元年度と比較して0.2ポイント増加した(表5-1、5-2、図 $\overline{5-1}$ 、 $\overline{5}-2$)。
- ・ストレスチェックの集団分析を行っている事業場の割合は $\bf 80.6\%$ となっており、令和元年度と比較して $\bf 0.4$ ポイント減少した(表 $\bf 6-1$ 、 $\bf 6-2$ 、 $\bf 図 \overline{\bf 6-1}$ 、 $\bf 6-2$)。

【令和元年度に実施した「事業場における治療と仕事の両立支援及びストレスチェック制度にかかるアンケート(※1、以下「令和元年度のアンケート」という。)」との比較について】

1 治療と仕事の両立支援



(1) 「事業場における治療と仕事の両立支援に関するガイドライン」の内容を含めて知っている事業場の割合は46.9% (表1-1、図1-1) であり、令和元年度のアンケートでは54.3%であったことから、7.4ポイント減少した (表1-2、図1-2参照)。

表1-1	全産業
内容を知っている	355
内容は知らないが、 あることは知ってい る	306
知らない (聞いたことがない)	96
計	757

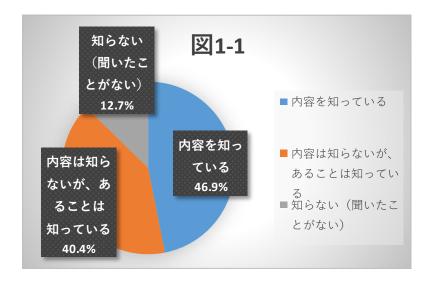
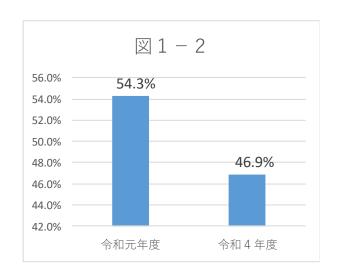


表1-2	内容を含めて知っ ている事業場		
令和元年度	361(54.3%)		
令和4年度	355(46,9%)		





(2) 1か月以上連続して休職・休業した労働者がいると回答した事業場の割合は78.2% (表2-1、図2-1) であり、令和元年度のアンケートでは82.4%であったことから、4.2ポイント減少した(表2-2、図2-2参照)。

表2-1	全産業
いる	592
いない	161
わからない	4
計	757

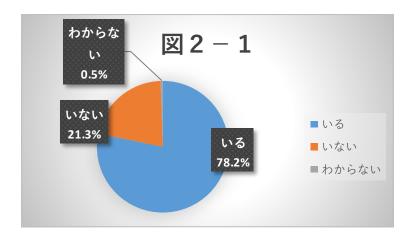
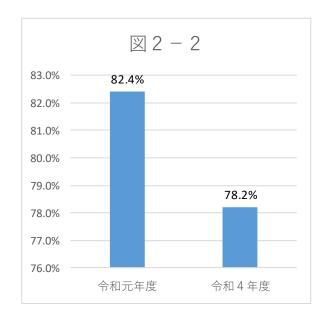


表2-2	1か月以上連続して休職・休業した労働者がいる事業場
令和元年度	548 (82.4%)
令和4年度	592(78.2%)





(3) 休職・休業等にかかる病名等の多い順番は、①メンタル疾患(357件、60.3%)、②がん(204件、34.5%)であり(表3-1、図3-1)、令和元年度のアンケートでは①メンタル疾患(314件、57.3%)、②がん(248件、45.3%)であったことから、メンタル疾患の割合が3.0ポイント増加し、がんの割合は10.8ポイント減少した(図3-2、3-3参照)。

表3-1	がん	脳卒 中、 脳梗 塞等	心疾患	糖尿病	肝疾 患	メン タル 疾患	内臓の状態がある。	事はよ身の害	難病	わか らな い	答え たく ない	その 他
全産業	204	55	41	12	10	357	44	68	40	6	7	129

(複数回答)

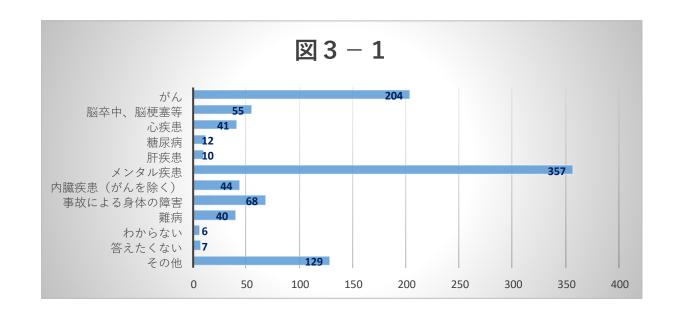
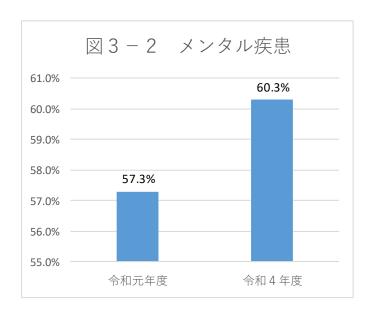
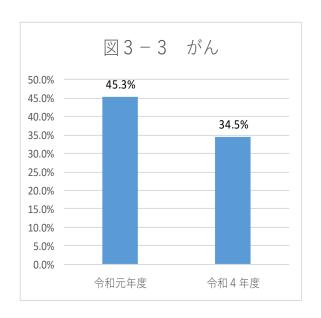


表3-2	令和元年度	令和4年度
メンタル疾患	314 (57. 3%)	357 (60. 3%)
がん	248 (45. 3%)	204 (34. 5%)





(4) 事業場において、治療と仕事の両立支援に関して何らかの取組を行っている事業場の割合は93.1%(表4-1、図4-1)であり、令和元年度のアンケートでは82.7%となっていることから、10.4ポイント増加した(表4-2、図4-2参照)。

7 8

表4-1	全産業
取り組んでいる	705
取り組んでいない	52
計	757
取組制合	93.1%

取り組んでいない	図4-1	
6.9%		
		■取り組んでいる
	取り組んで	■取り組んでいな
	いる 93.1%	

表4-2	何らかの取組を行			
☆4 -2	っている事業場			
令和元年度	550 (82.7%)			
令和4年度	705(93.1%)			

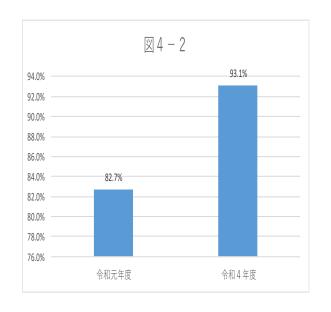


表4-3	時間単位 の年次有 給休暇	傷病休 暇・病気 休暇	時差出 勤・短時 間が務・ 在宅勤務 (テレワ ーク)	試し出勤	教育研修等	相談が応 窓口・相 談対応者 の選任	特にない	その他
全産業	398	522	372	243	119	244	52	32

(複数回答)

2 ストレスチェック制度

(1) ストレスチェックを実施している事業場の割合は98.5% (表5-1、図5-1) であり、令和元年度のアンケートでは98.3%であったことから、0.2ポイント増加した (表5-2、図5-2参照)。



表5-1	全産業
実施している	746
実施していない	10
未鸣答	1
計	757
実施率	98.5%

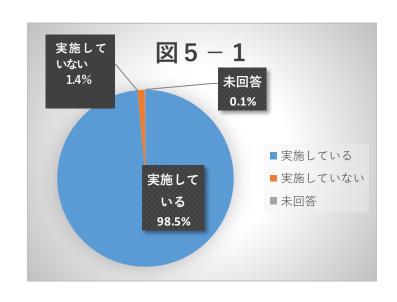
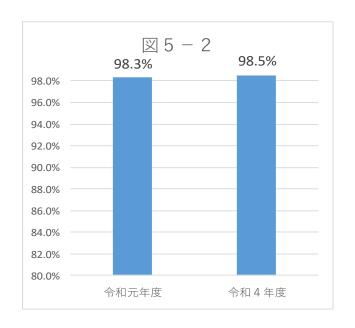


表5-2	ストレスチェック を実施している事 業場
令和元年度	654 (98.3%)
令和4年度	746 (98.5%)



(2) ストレスチェックの集団分析を行っている事業場の割合は80.6% (表6-1、図6-1) で、令和元年度のアンケートでは81.0%であったことから、0.4ポイント減少した(表<math>6-2、図6-2参照)。



表6-1	全産業		
実施している	610		
実施していない	131		
未鸣答	16		
計	757		
実施率	80.6%		

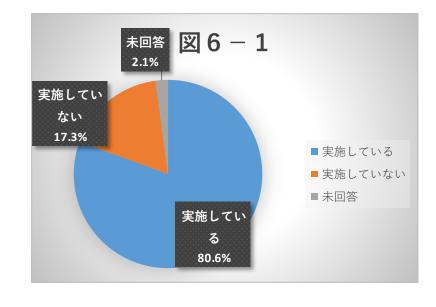
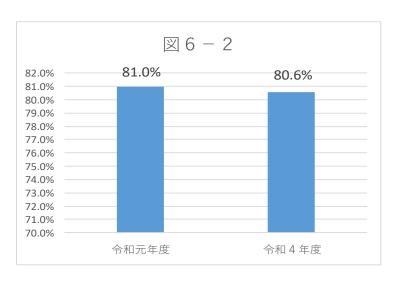


表6-2	ストレスチェック の集団分析を行っ ている事業場
令和元年度	530(81.0%)
令和4年度	610(80.6%)



※1 令和元年度に当局と秋田産業保健総合支援センターが共同で「事業場における治療と仕事の両立支援及びストレスチェック制度にかかるアンケート」を実施している。対象は当時の秋田県内の労働者50人以上の971事業場。調査期間は令和元年10月31日から令和2年2月28日まで。アンケート回収事業場数は665事業場(回収率68.5%)であった。

【参考資料】

- 別添1 令和4年度「職場における治療と仕事の両立支援及びストレスチェック制度の実施状況に係る実態調査(アンケート)」の結果
- 別添2 両立支援を希望される事業主と働く皆様へ
- 別添3 ストレスチェックを実施しましょう

令和4年度「職場における治療と仕事の両立支援及びストレスチェック制度の 実施状況に係る実態調査(アンケート)」の結果

秋田労働局では、秋田産業保健総合支援センターとともに事業場における「治療と仕事の両立支援」の取組状況及び「ストレスチェック制度」の実施及び活用状況について、秋田県内の労働者 5 0 人以上の事業場にアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめました。

1 調査対象事業場数:秋田県内の労働者50人以上の事業場 970事業場

有効回答数(アンケート提出事業場数) 757事業場(提出(回収)率78.0%)

2 調査期間: 令和4年10月27日から令和5年1月20日まで

3 調査結果の概要

- (1)治療と什事の両立支援
 - ①厚生労働省が策定した「事業場における治療と仕事の両立支援に関するガイドライン」について、内容を含めて知っている事業場の割合は46.9%となっている(表2、図2)。
 - ②事業場において、2020年1月以降病気により1か月以上連続して休職・休業した労働者がいると回答した事業場の割合は78.2%となっている。また、休職・休業等にかかる病名等は多い順番に①「メンタル疾患」、②「がん」となっている(表3、図3)。
 - ③事業場において、治療と仕事の両立支援に関して何らかの取組みを行っている事業場の割合は93.1%で、取組内容は多い順番に①「傷病休暇・病気休暇」、②「時間単位の年次有給休暇」、③「時差出勤・短時間勤務・在宅勤務(テレワーク)」となっている(表8-1、8-2、図8-1、8-2)。
 - ④治療と仕事の両立に関して知りたい内容は、多い順番に①「他社の取組事例」、②「労働者への配慮方法」、③「社内ルール(手続等)の整備」となっている(表12、図12)。
 - ⑤治療と仕事の両立を取り組む場合の課題について多い順番に①「代替要員の確保」、②「復職後の適正配置(傷病の状態に応じた仕事の確保)」、 ③「復職の可否の判断」となっている(表13、図13)。

(2) ストレスチェック制度

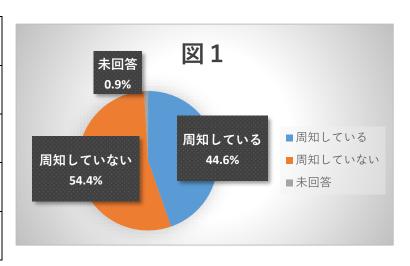
- ①ストレスチェックを実施している事業場の割合は98.5%となっている (表15、図15)。
- ②ストレスチェックの集団分析を行っている事業場の割合は80.6%となっている(表16、図16)。
- ③ストレスチェックの集団分析を行っている事業場のうち、その分析結果を 活用した内容は多い順番に①「安全衛生委員会等での審議」、②「残業時 間削減、休暇取得に向けた取組」となっている(表17、図17)。
- ④活用した事業場のうち、その後において「職場環境の改善がなされた」と 回答した事業場の割合は26.6%、「問題がなかった」と回答した事業 場の割合は39.8%となっている(表18、図18)。

4 治療と仕事の両立支援に関するにかかる各項目の調査結果について

(1)治療と仕事の両立支援に関する取り組むに当たっての基本方針を表明して労働者に周知しているかについて

表明して労働者に周知している事業場の割合は44.6%であった(表1、20.0)。

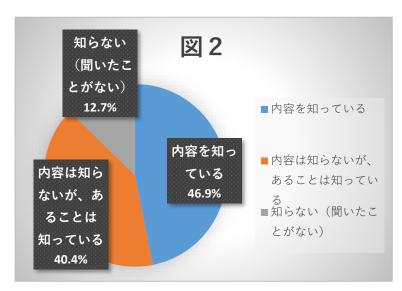
表1	全産業
周知している	338
周知していない	412
未回答	7
計	757



(2) 厚生労働省の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知度について

治療と仕事の両立支援のためのガイドラインについて、内容を含めて知っている事業場の割合は46.9%であった(表2、図2)。また、内容は知らないがあることは知っていると回答した事業場の割合は40.4%であり、調査結果において周知割合は概ね高い結果となっている。

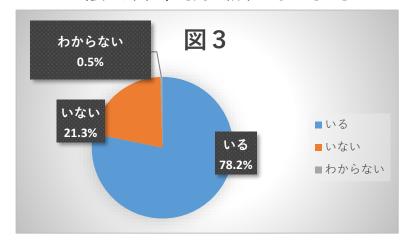
表2	全産業
内容を知っている	355
内容は知らない が、あることは知 っている	306
知らない(聞いた ことがない)	96
計	757



(3)2020年1月以降に病気等により1か月以上連続して休職・休業した労働者の有無について

事業場において、2020年1月以降に1か月以上連続して休職・休業した労働者がいる割合は、78.2%(表3、図3)で高い結果となっている。

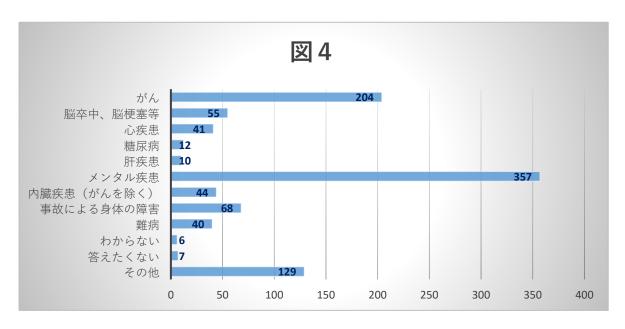
表3	全産業
いる	592
いない	161
わから ない	4
計	757



(4)2020年1月以降に1か月以上連続して休職・休業した労働者の病名について(複数回答)

1か月以上連続して休職・休業した労働者いると回答した事業場(592事業場)における、その病名については、多い順に「メンタル疾患」357件、「がん」204件などとなっており(表4、図4)、メンタル疾患及びがんが高い比率(それぞれ60.3%、34.5%)を占めている状況にある。

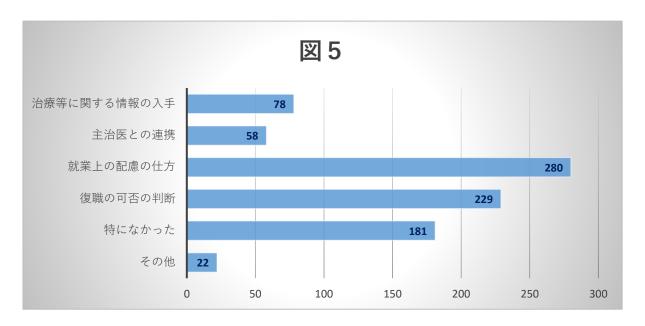
_													
= 4	表4	がん	脳卒 中、 脳梗 塞等	心疾 患	糖尿 病	肝疾 患	メン タル 疾患	内疾(ん除) 人族)	事にる体障	難病	わか らな い	答え たく ない	その 他
全	産業	204	55	41	12	10	357	44	68	40	6	7	129



(5)休職・休業者への対応で困ったことの有無及び内容について(複数回答) 1か月以上連続して休職・休業した労働者がいると回答した事業場(59 2事業場)における、休業者への対応で苦慮した内容については、多い順に

「就業上の配慮の仕方」 280件、「復職の可否の判断」 229件などとなっている (表 5、図 5)。一方、特になかったと回答した事業場も181件あった。

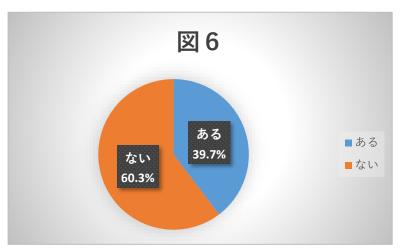
表5	治療等に 関する情 報の入手	主治医と の連携	就業上の 配慮の仕 方	復職の可 否の判断	特になか った	その他
全産業	78	58	280	229	181	22



(6) 休職・休業者への対応についての相談の有無について

1か月以上連続して休職・休業した労働者がいると回答した事業場(592事業場)における、休職・休業者への対応について相談したことがあると回答した事業場の割合は39.7%であった(表6、図6)。

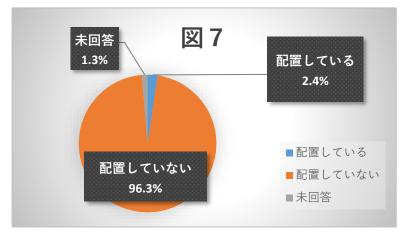
表6	全産業
ある	235
ない	357
計	592



(7) 治療と仕事の両立支援に関するサポートを行う「両立支援コーディネーター」の有無について ※両立支援コーディネーターは支援対象者がスムーズに両立支援を受けられるようにサポートする人です(労働者健康安全機構が実施する両立支援コーディネーター基礎研修を修了する必要があります。)。

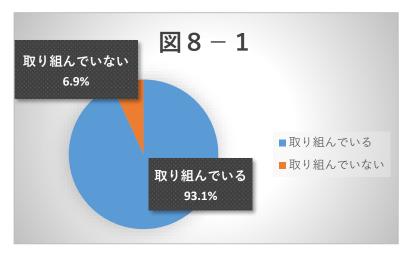
配置していると回答した事業場の割合は2.4%であった(表7、図7)。 非常に低い結果となっている。両立支援コーディネーターの存在が認知され ていない可能性がある。

表7	全産業
配置している	18
配置していない	729
未回答	10
計	757



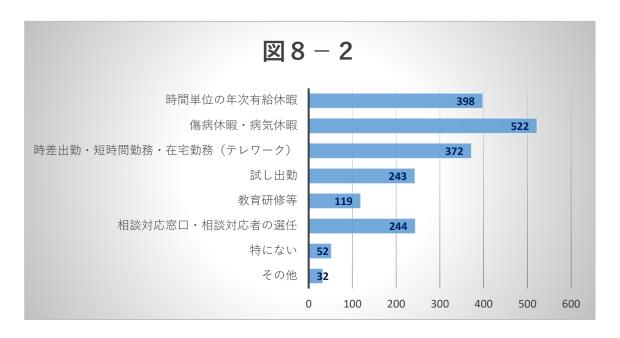
(8) 治療と仕事の両立への取組の有無及び取組内容について(複数回答) 治療と仕事の両立支援に取り組んでいる事業場は705事業場でその割 合は、93.1%(表8-1、図8-1)であり、高い結果となった。

表8-1	全産業
取り組んでいる	705
取り組んでいない	52
計	757
取組割合	93.1%



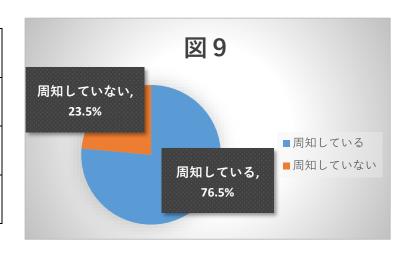
取り組んでいる内容については、多い順に「傷病休暇・病気休暇」522件、次いで「時間単位の年次有給休暇」398件、「時差出勤・短時間勤務・在宅勤務(テレワーク)」372件、「相談窓口の設置又は相談対応者の選任」244件、「試し出勤」243件となっているほか、複数の取組を組み合わせて実施している事業場が多い状況となっている。(表8-2、図8-2)。

表8-2	時間単位 の年次有 給休暇	傷病休 暇・病気 休暇	時差出 勤・短時 間勤務・ 在宅勤務 (テレワ ーク)	試し出勤	教育研修等	相談対応 窓口・相 談対応者 の選任	特にない	その他
全産業	398	522	372	243	119	244	52	32



(9) 治療と仕事の両立に関する取組の労働者への周知の有無について 治療と仕事の両立に関する取り組みを行っている705事業場のうち、労 働者に周知している事業場の割合は76.5%であった(表9、図9)。

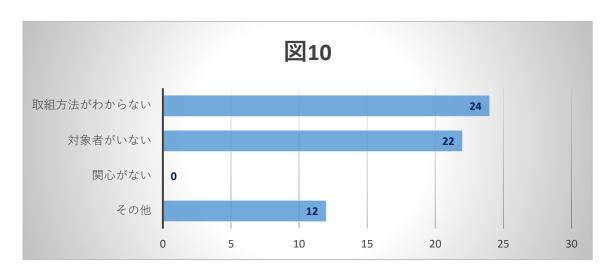
表9	全産業
周知している	539
周知していない	166
計	705



(10)治療と仕事の両立支援に取り組んでいない理由について(複数回答)

治療と仕事の両立支援に取り組んでいないと回答した事業場(52事業場)におけるその理由(複数回答)は、「取組方法が分からない」が24件と最も多く、次いで「対象者がいない」22件となっている(表10、図10)。

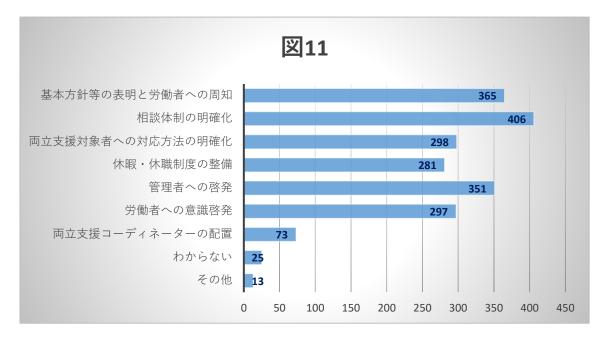
表10	取組方法がわ からない	対象者がいな い	関心がない	その他
全産業	24	22	0	12



(11) 事業場において治療と仕事の両立に関して取組が必要な内容について (複数回答)

事業場において、治療と仕事の両立に関して取組が必要と考えている内容は、多い順に「相談体制の明確化」406件、「基本方針等の表明と労働者への周知」365件、「管理者への啓発」351件、「両立支援者への対応方法の明確化」298件、「労働者への意識啓発」297件などとなっている(表11、図11)。

_	3 (K11) H11/ 0										
表11	基 士 等 明 と 者 周 の 知	相談体 制の明 確化	両援者対法 する が が が が が が が の が の が の が の の の の の の	休暇・ 休職制 度の整 備	管理者 への啓 発	労働者 への意 識啓発	両 選 コ イ タ の の こ の の の の の の の の の の の の の	わから ない	その他		
全産業	365	406	298	281	351	297	73	25	13		



(12)治療と仕事の両立に関して、事業場が知りたい内容について(複数回答)

事業場において、治療と仕事の両立について知りたい内容は、多い順に「他社の取組事例」334件、「労働者への配慮方法」331件、「社内ルール(手続等)の整備」247件などとなっている(表12、図12)。

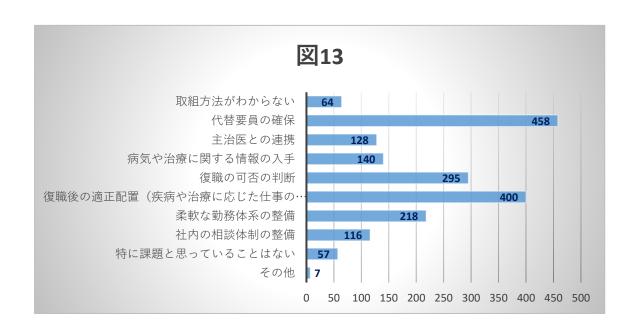
表12	社内ル ール (手続 等)の 整備	労働者 への配 慮方法	主治医 との連 携	労働時 間や休 暇制度	他社の 取組事 例	両立支 援コー ディター の配置	わからない	その他		
全産業	247	331	168	137	334	89	52	27		



(13)治療と仕事の両立に取り組む場合の課題について(複数回答)

事業場において、治療と仕事の両立に取り組む場合の課題については、多い順に「代替要員の確保」458件、「復職後の適正配置(傷病の状態に応じた仕事の確保)」400件、「柔軟な勤務体系の整備」218件などとなっている(表13、図13)。

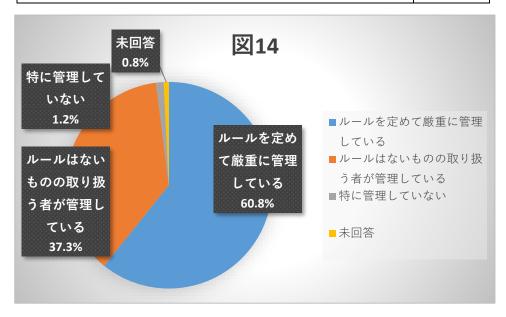
表13	取組方 法がわ からな い	代替要 員の確 保	主治医 との連 携	病気や 治療する 情報の 入手	復職の可否の判断	復の配(やにたの保)では、	柔軟な 勤務体 系の整 備	社内の 相談体 制の整 備	特に課 題ってこない はない	その他
全産業	64	458	128	140	295	400	218	116	57	7



(14) 労働者からの申出により事業場が把握した健康情報等の個人情報の管理について

事業場において、把握した健康情報等の個人情報の管理は「ルールを定めて厳重に管理している」が460件、「ルールはないものの取り扱う者が管理している」が282件となった(表14、図14)。

表14	全産業
ルールを定めて厳重に管理している	460
ルールはないものの取り扱う者が管理している	282
特に管理していない	9
未回答	6
計	757

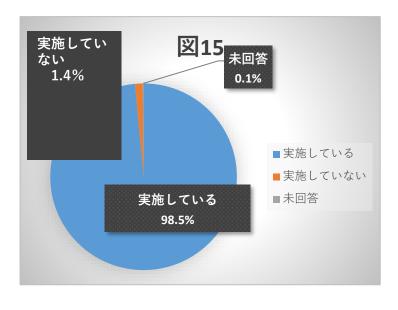


5 ストレスチェック制度にかかる各項目の調査結果について

(1) ストレスチェックの実施の有無について

事業場において、ストレスチェックを実施していると回答した事業場は746件(98.5%)であった(表15、図15)。

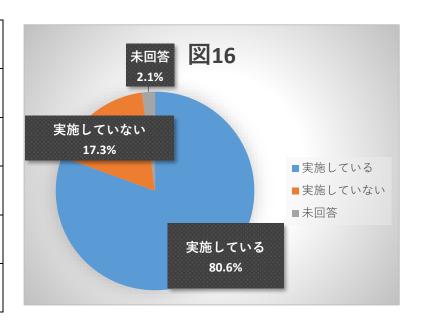
表15	全産業
実施している	746
実施していない	10
未回答	1
計	757
実施率	98.5%



(2) ストレスチェック実施後の集団分析の実施の有無について

事業場において、ストレスチェックの集団分析を実施したと回答した事業場は610件となっており、集団分析実施割合は80.6%と高い状況にある(表16、図16)。

表16	全産業
実施している	610
実施していない	131
未回答	16
計	757
実施率	80.6%

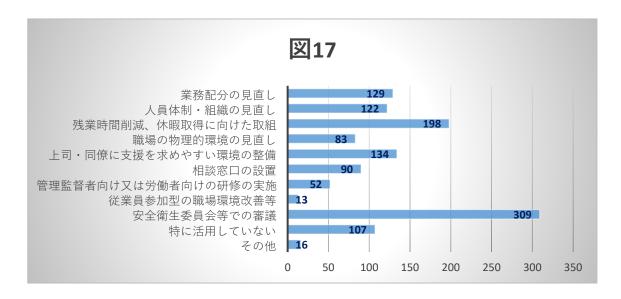


(3)集団分析結果の活用状況について

ストレスチェック実施後の集団分析を実施した事業場610件のうち、集団分析結果をどのように活用したかについて、多い順に「安全衛生委員会等での審議」309件、「残業時間削減、休暇取得に向けた取組」198件、

「上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備」134件などとなっている(表17、図17)。

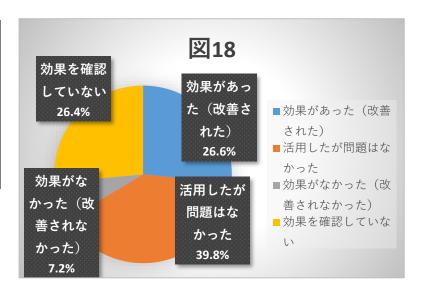
表17	業務配 分の見 直し	人員体 制・組 織の見 直し	残業制 減、取の に 取し に 取り に り れ	職場の 物理的 環境の 見直し	上同支求すり場がは、	相談窓 口の設 置	管理者 け労働けの 研修 実施	従業員 参加職場 環境改 善等	安全衛 生委員 会等で の審議	特に活 用して いない	その他
全産業	129	122	198	83	134	90	52	13	309	107	16



(4) 分析結果を活用状況について

ストレスチェックの集団分析の結果を活用した事業場 503件のうち、活用した結果、「効果があった(改善された)」と回答した事業場は 134件(26.6%)、「活用したが問題はなかった」 200件(39.8%)となっている。一方「効果がなかった(改善されなかった)」と回答した事業場は 36件で 7.2%にとどまっており、「効果を確認していない(確認できなかった)」が 133件で 26.4%になっている(表 18、図 18)。

表18	全産業
効果があった (改善さ れた)	134
活用したが問題はな かった	200
効果がなかった (改善 されなかった)	36
効果を確認していな い	133
計	503



両立支援を希望される事業主と働く皆様へ

治療と仕事の両立について相談できます!

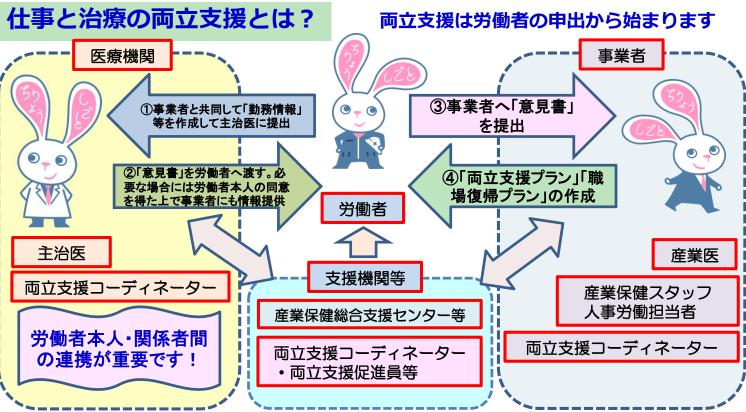
~ 治療と仕事の両立支援に関する相談先のご案内 ~ 〈秋田県地域両立支援推進チーム〉

治療のために、長期に会社を休む必要があるが、どうしたら良いのだろうか・・・?





「治療と仕事の両立のためのガイドライン」が定められています。 治療を続けながら、働き続けられるよう、 私たちが支援します。



※ 両立支援コーディネーターは、治療や業務に関する情報等を支援対象者から得て、支援対象者の 治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理し、本人に提供すること等を行います。なお、 事業場に対して支援対象者の代理で交渉を行うものではありません。

治療と仕事の両立支援の相談先は?

次のページを参考にしていただき、各相談窓口、支援制度をぜひご活用ください!

治療と仕事の両立のための秋田県内の相談窓口を紹介いたします!

秋田産業保健総合支援センター

【相談できる内容】

- ◎両立支援の取組を普及させるため啓発セミナーを実施します。
- ◎事業場を訪問し、両立支援に関する制度 導入や教育について支援します。
- ◎事業場と患者(労働者)間の調整支援を 行い、両立支援プランの作成の助言を行い ます。

電話 018-884-7771 場所 秋田市千秋久保田町6-6

受付 時間 月~金曜日 8:30~17:00

秋田赤十字病院 がん相談支援センター

【相談できる内容】

- ◎治療を受けるにあたり、復職や仕事についての心配事の相談をお受けします。
- ◎職業相談、職業紹介も実施しています。

電話 018-829-5000 提託 秋田市 b 北手猎田学

場所 秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1



受付 時間

月〜金曜日 8:30〜17:00 担当 医療ソーシャルワーカー 看護師等

毎週水曜日 14:00~16:00 (要予約)

担当 ハローワーク秋田

就職支援ナビゲーター

市立秋田総合病院 地域医療連携室

【相談できる内容】

- ◎治療を受けるにあたり、復職や仕事についての心配事の相談をお受けします。
- ◎職業相談、職業紹介も実施しています。

電話 018-823-4171 (代表) 場所 秋田市川元松丘町4-30



受付

月〜金曜日 8:30〜17:00 担当 医療ソーシャルワーカー 看護師等

第2・4木曜日 13:00~15:00(要予

約) 担当 ハローワーク秋田

就職支援ナビゲーター









秋田労災病院 治療就労両立支援部

【相談できる内容】

- ◎全ての疾患についての相談をお受けします。
- ◎ また、必要があれば専門の窓口を紹介する 場合があります。

電話 0186-52-3131

場所 大館市軽井沢字下岱30

受付 時間 月〜金曜日 8:15〜17:00 担当 医療ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、 両立支援コーディネーター

秋田大学医学部附属病院 地域医療患者支援 センター がん相談支援センター

【相談できる内容】

- ◎治療を受けるにあたり、復職や仕事についての心配事の相談をお受けします。
- ◎職業相談、職業紹介も実施しています。

電話 018-884-6229

場所 秋田市広面字蓮沼44-2

受付時間

月〜金曜日 8:30〜17:00 担当 医療ソーシャルワーカー 看護師等

毎週火曜日 14:00~16:00(要予約)

担当 ハローワーク秋田

就職支援ナビゲーター

秋田障害者職業センター

【相談できる内容】

◎障害のある方の就職や職場適応がうまくいくように職場に出向き、障害のある方と事業主の双方に支援を行います。

電話 018-864-3608 場所 秋田市川尻若葉町4-48

> 受付 時間

月〜金曜日 8:45〜17:00 担当 職業適応援助者(ジョブ コーチ)

日本産業カウンセラー協会・東北支部

【相談できる内容】

◎ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタントが働く上での様々な相談をお受けします (有料)。

電話 080-1694-0764

場所 仙台市青葉区本町2-6-15-503号

担当 秋田県運営部 阿部



日本キャリア開発協会

【相談できる内容】

◎治療と職業生活の両立に悩んでいる就業 者、休退職者を対象に、病気になっても働 き続けられるように電話相談を実施します。

◎治療と職業生活の両立に関する相談

両立支援キャリアカウンセリング 国際国 申込サイト



受付 時間

1回30分無料(要予約) 通話料は相談者負担

有資格者によるキャリアコンサルティング

秋田県社会保険労務士会 総合労働相談所

【相談できる内容】

◎ 労務管理の専門家である社会保険労務士 が無料で職場のトラブルなどでお悩みの方 の相談をお受けします(要予約)。

電話 018-853-9061 場所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階



受付 時間

毎週火・金曜日

13:00~17:00 (要予約)

秋田県医師会

【相談できる内容】

◎産業医研修会などで医師に対してガイドラ インの周知を行います。

電話 018-833-7401

場所 秋田市千秋久保田町6-6

ハローワーク 就職支援ナビゲーター

【相談できる内容】

◎就職支援ナビゲーターが、医療機関と連 携し、がん患者等の希望や治療状況を踏ま えた職業相談、職業紹介を行います。

ハローワーク秋田 専門支援部門 就職支 援ナビゲーター 018-864-4111 (43#)

ハローワーク大曲 紹介部門 就職支援ナ

ビゲーター 0187-63-0335

ハローワーク能代 企画開発部門 就職支

援ナビゲーター 0185-54-7311

月~金曜日

ハローワーク大館 紹介部門 就職支援ナ ビゲーター 0186-42-2531

受付 $8:30\sim17:15$ 時間



秋田県医療ソーシャルワーカー協会

【相談できる内容】

◎ 医療ソーシャルワーカーが、治療を受ける にあたり、仕事についての心配ごとの相談を お受けします。

電話 018-833-1131

場所 秋田市中诵6-1-58

中通リハビリテーション病院

医療相談室内



受付 時間

月~金曜日 8:30~17:00

日本労働組合総連合会秋田県連合会 連合秋田

【相談できる内容】

◎専門の相談員が、労働条件や解雇等の労働 相談をお受けします。

電話 0120-154-052

連合なんでも労働相談ホットライン



受付 時間

月~金曜日 ※祝日を除く

9:30~17:30

秋田県健康福祉部健康づくり推進課・県内 市町村

【相談できる内容】

◎がん治療に伴い医療用補正具(ウィッグ又 は乳房補正具)を使用する患者さんに補正具 の購入費用の一部を助成することで、就労や 社会参画につながるよう支援しています。

電話 018-860-1428 場所 秋田市山王4-1-1

受付時間

月~金曜日8:30~17:15

秋田労働局

【相談できる内容】

雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー

◎労働条件や解雇等の相談をお受けします (県内6か所の労働基準監督署にも相談 コーナーあり)。

電話 018-862-6684

場所 秋田市山王7-1-3

健康安全課

◎県内6か所の労働基準監督署とともに「治 療と仕事の両立支援のためのガイドライ ン」の周知を図ります。

受付時間 月~金曜日8:30~17:15

両立支援がなぜ必要なのでしょうか?

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、 メンタルヘルス不調、その他難病などの 病気になったからといってすぐに離職し なければならないという状況が必ずしも 当てはまらなくなってきています。かつ ては、不治の病とされた疾病でも、診断 技術や治療方法の進歩などにより長く付 き合う病気に変わってきています。



だからこそ、事業者と主治医が必要な情報を共有し、業務によって疾病が悪化しない ように「一定の就業上の措置や治療に対する配慮」を行うことで治療と仕事の両立を 図ることができます。治療と仕事の両立は、事業者、労働者双方にメリットがありま す。

事業者のメリット

- ☞労働者の「健康確保」 増進
- ☞継続的な人材確保
- ⇒労働者のモチベーションの向上による 人材の定着・生産性
- ☞「健康経営の」実現
- ☞多様な人材の活用による組織や事業の 活性化 など

労働者のメリット

- ⇒治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ☞治療を受けながらの仕事の継続
- ☞安心感やモチベーションの向上
- ☞収入を得ることができる
- ☞働くことによる社会への貢献

など

治療と仕事の両立のためのガイドラインの内容は?

<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html</u> また、治療と仕事の両立支援ナビ<u>https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/</u>も参考にしてください。

秋田県地域両立支援推進チームとは?

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、秋田県下の労働局、自治体、関係団体等がネットワークを構築し、連携を図りながら、その取組みを推進するために設置された協議会です。 私たち「秋田県地域両立支援推進チーム」は働きたい・働いてもらいたいをサポートします!

構成員メンバー(順不同)

- 〇秋田県医師会 〇秋田県経営者協会 〇連合秋田
- 〇秋田県 〇秋田大学医学部附属病院
- 〇秋田産業保健総合支援センター 〇秋田労災病院
- 〇秋田県社会保険労務士会 O秋田県医療ソーシャルワーカー協会
- 〇日本産業カウンセラー協会 東北支部 〇日本キャリア開発協会
- 〇秋田労働局 雇用環境・均等室 〇秋田労働局 職業安定部
- 〇秋田労働局 労働基準部 健康安全課

(R4.1作成)

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、

年1回のストレスチェックが義務づけられています。 (平成27年12月から適用)

・ストレスチェック制度の実施手順‐

衛生委員会の開催(実施方法など社内ルールの策定)

ストレスチェック(年1回)の実施

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを 促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因とな る職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス 不調を「**未然防止**」することです。



ストレスチェックおよび 面接指導の実施状況の報告

※義務

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析

(※努力義務)

個人の結果を一定規模 のまとまりの集団ごと に集計・分析



職場環境の改善

労働基準監督署に 実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の 終了後など、事業場ごとに設定して 差し支えありません。

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止!!

≪ストレスチェック実施までのポイント≫

- ☑「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」 旨の基本方針を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ 衛生委員会で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ 社内規程として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に 向けた 検討事項

右のような項目

について、話し

合いましょう。

①ストレスチェックは誰に実施させるか

②ストレスチェックはいつ実施するか

③どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか

④どんな方法でストレスの高い人を選ぶか

⑤面接指導の申出は誰にすれば良いか

⑥面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか

⑦集団分析はどんな方法で行うか

⑧ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等





「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの?」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム(無料ツール)とは?

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから**無料でダウンロード**いただけます。
 - http://stresscheck.mhlw.go.jp/

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」 ダウンロードサイト

○ 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター (フリーダイヤル)にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167 (フリーダイヤル)

【受付日時】 10:00~17:00(土・日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

○ ストレスチェックに関わる方(産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など) からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ(事業場における実施方 法、実施体制など)に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050 (通話料がかかります)

【受付日時】 10:00~17:00(土・日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。
 - ➡ https://kokoro.mhlw.go.jp/ こころの耳 検索